

令和5年度

第10回定例農業委員会会議録

令和6年1月19日 開催

令和6年1月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第10回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第1号

令和5年度 第10回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年1月12日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和6年1月12日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年1月19日 午後 1時30分

閉会 令和6年1月19日 午後 時 分 (会期1日)

第1日目 (1月19日)

出席委員 18名

	8番 笹川 武義	15番 滝川 廣男
2番 谷本 利信		16番 渡辺 玲子
3番 三好 直樹	10番 長尾 清	17番 大野 政則
4番 國重 義廣	11番 川西 正廣	18番 藤重 英子
5番 森 健人	12番 藤滝 健造	19番 丸尾 説男
	13番 三好 満	
7番 佐藤 裕子	14番 三好 光春	

農地利用最適化推進委員 名参加

議事録署名委員

14番 三好 光春 委員、15番 滝川 廣男 委員

欠席 1番 中添 文彦 委員、6番 福家 範行 委員、9番 井脇 弘幸 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和6年1月19日

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 議案第1号 農地法第3条（農業委員会）について
- 第4 議案第2号 農地法第5条（県知事）について
- 第5 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第6 議案第4号 現況証明（農委分）について
- 第7 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第8 議案第6号 農地中間管理事業法第18条7項（農地利用配分計画の公告）について
- 第9 議案第7号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第10 報告第1号 農地法第18条（通知）について

令和6年1月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和5年度第10回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

なお、本日は会長欠席のため、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

職務代理

【挨拶】

職務代理

続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。なお、本日は会長欠席のため、議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第16条の規定により、会長職務代理者である私、谷本が行います。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、1番 中添文彦 委員、6番 福家範行 委員、9番 井脇弘幸 委員の3名です。よって、農業委員出席者は、16名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、14番 三好光春 委員、15番 滝川廣男 委員を指名します。



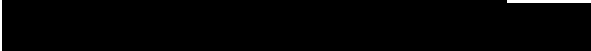

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は6件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化による経営縮小を考えていたところ、アスパラ

ガスで新規就農を考えておりハウスを新設することができる農地を探していた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

新規就農となるため、譲受人の経営面積は0㎡となっております。

取得後の営農計画としては、アスパラガスを予定しております。

譲受人の農作業暦は1年ですが、新規就農に当たりアスパラ農家の元で週5日、半年間ほど研修を受けており、基本的な栽培技術は習得しているものと考えており、就農後も近隣認定農業者の協力も得られる見込みです。

農作業の従事日数は年間300日で、機械の所有状況については、草刈り機を1台所有しており、栽培用のハウスについては令和6年度の補助事業を活用し新設予定です。また、アスパラガスの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、18km、車で30分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は自宅から国道を挟んで反対側に位置する農地の管理に不便を感じていたところ、申請地の近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が12,432㎡、借入地が722㎡、合計13,154㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は30年、農作業の従事日数は300日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺り機、軽トラックを各1台、農舎を280㎡所有しております。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.2km、車で2分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は自宅から離れた耕作に不便な位置にある農地の管理に苦慮していたところ、申請地の隣接農地を管理し近隣に居住していた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 12,432 m²、借入地が 722 m²、合計 13,154 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、カボチャ、梅、柿等を予定しております。

譲受人の農作業暦は 30 年、農作業の従事日数は 300 日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺り機、軽トラックを各 1 台、農舎を 280 m²所有しております。また、カボチャや梅、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.2km、車で 2 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は経営規模の縮小を考えていたところ、近隣にも農地を所有し経営規模の拡大を考えていた譲渡人との間で話がまとまったため本申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 9,801 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、ソバを予定しております。

譲受人の農作業暦は 50 年、農作業の従事日数は 150 日、機械の所有状況については、トラクター、耕耘機、トラックを各 2 台、田植機を 1 台所有しております。また、ソバの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で 5 分の距離にあり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は申請地を処分し経営規模の縮小を考えていたところ、以前に隣接農地を取得していた譲渡人との間で話がまとまったため本申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 5,615 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、カボチャ、サツマイモを予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 100 日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各 1 台所有しております。また、カボチャ、サツマイモの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で 3 分の距離にあり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-6

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化による経営規模の縮小を考えていたところ、近隣にも農地を所有し経営規模の拡大を考えていた譲渡人との間で話がまとまったため本申請に至ったものです。

譲受人の、経営面積は自作地が 4,859 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は 6 年、農作業の従事日数は 270 日、機械の所有状況については、トラクター 2 台、田植機、トラックを各 1 台、農舎を 59 m²所有しております。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、8km、車で 15 分の距離にあり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 3 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

所有者：

譲受人：

用途： その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要： 倉庫 平屋建 1 棟 11.78 m²

申請事由： 貸資材置場・倉庫

説明：【理由】 申請人は、に事業所のある土木工事を行う法人の役員であります
が、現事業所が手狭となり拡張も困難であったため、事業所の移転を計画いたしました。
申請地の近隣に適地があったため、申請人が取得し、法人へ貸し出す形で事務所・倉庫の移転を行うこととなりました。

移転に伴い、新たな資材置場用地の確保が必要となったため、移転先の近隣で
適地を探したところ、当該申請地が移転先に近接しており、また、規模・道路条
件共に妥当であったため、法人役員である申請人が取得・整備し、法人へ貸すこ
とを計画しました。

このたび、遠方に居住するため、申請地の処分を考えていた所有者との間で意
向が合致し、申請に至ったものです。

なお、申請地には、平成 12 年 6 月ごろ、隣接宅地に居住していた所有者が建
築した既設倉庫がありますが、法律に無知であったため、農地法の手続きを経ず
に転用してしまったことを反省する旨の始末書も添付されております。

【資金】 土地代 270 万円 造成費 200 万円、建築費 0 万円
自己資金 470 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日

【造成】 盛土・切土 整地のみ コンクリート擁壁 H=1.00m

【排水】 雨水：集水桝を設置し、北東側既設管から県道側溝へ放流
汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2 (無断転用解消)

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 1 種農地（非農用地協議済み）

併用地： [REDACTED]

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地/農家住宅

施設の概要： 住宅 2階建 1棟 270.50 m² 利用率 43.29% (>30%)

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人は現在併用地と申請地にまたがる居宅に自身及び子 2 人の 3 人で居住しております。昭和 53 年頃に申請人の夫が母屋を増築した際、誤って宅地部分を越境して造成及びコンクリート擁壁の設置をし、現在まで一体利用しておりました。このたび、無断転用の事実が判明したため、転用申請に至ったものです。

また、既に死亡した前所有者の不注意であったとはいえ、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 昭和 53 年頃造成

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：ため桝から北東側水路へ放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、北東側水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地/再エネ発電設備

施設の概要： 太陽光パネル 444 枚 963.48 m²

構内柱 1 本 0.94 m² 合計 964.42 m²

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立。太陽光発電事業を営む法人です。新たな収入源を確保するため、太陽光発電設備の設置を検討しておりました。

申請地は南側が開けており日当たりが良好で、道路に面した管理のしやすい利便性及び集積性を満たす土地であります。太陽光パネル 444 枚を設置することができ、売電収入による採算が見込めると判断し、太陽光発電設備の設置を計画いたしました。

このたび、高齢で農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 900 万円 造成費 1,300 万円、建築費 2,000 万円
自己資金 4,200 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 3 月 1 日～令和 7 年 2 月 1 日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 花崗土による整地のみ
コンクリート擁壁 なし 周囲をフェンス H=2.0m

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条事業計画変更申請について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1 (承継)

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 3 種農地

(第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域)

所有者：

申請者：

用途： 住宅用地/集団住宅

施設の概要： 宅地分譲 11 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、昭和 53 年に設立、資本金 300 万円で、不動産の売買や宅地造成、住宅建築等を主に営む法人であります。

申請地は、に近接し、

■などの生活に必要な施設にも近く、■への交通アクセスも良好であることから宅地化が進行している。また、現在問い合わせも 10 件程度あり、住宅の販売需要が見込まれると判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、平成 25 年 11 月に店舗・駐車場用地として転用許可済みであるものの、事業計画が中断し農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。

【資金】 土地代 1,000 万円 造成費 2,000 万円、建築費 0 万円
自己資金 3,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 3 月 20 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

【造成】 盛土 花崗土 H=0.22m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=～1m

【排水関係】 雨水：溜枡を設置し開発道路内排水管より南・東側水路へ放流
汚水：公共下水道へ接続。

【他法令許可】 開発許可、法定外工事施行承認（担当課と協議中）

【水利】 ■

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真： ■

申請地： ■

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： ■

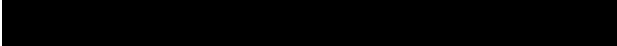
申請理由： 申請地は、父が耕作を行っておりましたが、高齢のため耕作を放棄し、20 年以上経過したため、現在は山林の様相を呈しています。

また、水利関係者とも調整を完了しており、法面へのシート敷設により隣接農地への影響もないと考えられ、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

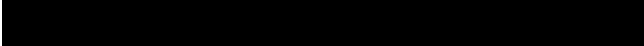
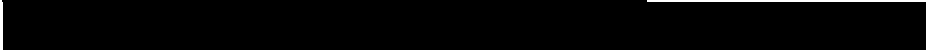

議案第 4 号-2

地図・写真： ■

申請地： ■

現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： 
申請理由： 申請地は、父が耕作しておりましたが、昭和 62 年頃に死去したため、耕作放棄地となり、30 年以上経過したことにより山林の様相を呈しています。
また、周辺もすべて同様の耕作放棄地であり、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

議案第 4 号-3

地図・写真： 
申請地： 
現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： 
申請理由： 申請地は、平成 10 年ごろまで耕作を行っておりましたが、生産性が低く労力不足、獣害等のため耕作を放棄し、現在は山林の様相を呈しています。
また、周辺は非農地及び自身の所有地であり、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし


議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

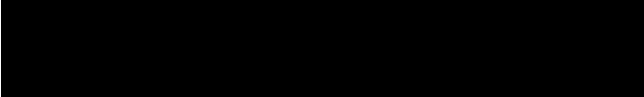
事務局

はい。第 5 号案件について、説明します。

P.6 をご覧ください。先に権利種別：所有権移転について説明します。

この案件は、農地売買等事業を活用した農地の所有権移転の手続きで、農地機構による担い手への集約を目的とし、農地機構がいったん買入れ、規模拡大を志向する認定農業者に対して農地の売渡を行うものです。諸条件等がありますが、売った方は譲渡所得税が年間 800 万円まで特別控除されたり、買った方は、不動産取得税が 2/3 に軽減されたりします。買受予定者は、 さんです。

所在： 

譲渡人： 

借受人： 高松市仏生山町 公益財団法人香川県農地機構

売買価格： 259,000 円

続きまして P.7～P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 8 件 合計 25,991 m²

内訳

新規契約： 2番 1件 3,184 m²
更新契約： 3～9番 7件 22,807 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.12をご覧ください。件数は2件、合計面積は10,210 m²です。

案件第1号について、現契約の貸付期間が、R6.2.29で満了となるため、R10.2.29まで更新するものです。なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り10,000円、借受人は[REDACTED]です。

続きまして、案件第2号について、現契約の貸付期間が、R6.2.29で満了となるため、R10.2.29まで更新するものです。現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り12,000円、借受人は岡田敦和氏です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号についてです。なお、案件第3号～5号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第3号～5号について、説明します。P.14～15をご覧ください。

所在： 3号 [REDACTED]

4号 [REDACTED]

5号 [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： 3号 [REDACTED]

4号 [REDACTED]

5号

借受人：

転貸人：

借受人経営面積： 157,460 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R6.2.1～R12.1.31（6年間）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第3号～5号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第3号～5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第8号に滝川廣男委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第8号案件について、説明します。

P.17をご覧ください。

第8号案件

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 （公益）香川県農地機構

借受人経営面積： 10,786 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R6.2.1～R12.1.31（6年間）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 8 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 7 号の、案件第 8 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.13～P.25 をご覧ください。

契約件数： 16 件 合計 60,808 m²

新規契約： 1・2・10・12～14・18・19 番 8 件 36,737 m²

更新契約： 6・7・9・11・15～17・20 番 8 件 24071 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番を [] へ、2 番を [] へ、6～7 番を [] へ、9 番を [] へ、10 番を [] へ、11～12 番を [] へ、13 番を [] へ、14～19 番を [] へ、20 番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 7 号について、ご質問はございませんか。

滝川委員

案件第 20 号について、かなり問題の多い受け手であるが、土地所有者にそのあたりの説明はできているのか。

農地機構

11 月に土地所有者からは更新の回答があった。受け手については、苦情も寄せられているため、更新の際に手放していくよう話はしており、今回も更新しない方向で話をしたが、水利の関係もあり借り受けたいとの意向であったため、適切な管理を申し入れて手続きに至ったものです。ただし、現在は本人との連絡が取れていない状況です。

滝川委員

機構からも現地の見回り等行い、受け手への指導をお願いしたい。

議長

外にございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は4件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和5年12月20日

引渡日：令和5年12月20日

説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年12月14日

引渡日：令和5年12月14日

説明：労力不足による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年12月31日

引渡日：令和5年12月31日

説明：売買目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、売買については今月の3条申請の案件第1号にて審議しております。

報告1-4

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年11月11日

引渡日：令和5年11月11日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

森委員

先ほどの議案第 7 号の案件 20 号ですが、話を聞いたところ受け手が適正に耕作するとは思えず、農業委員会としてそのまま承認するのは難しいと感じました。否決が相当ではないかと思ひます。

農地機構

農業委員会で議案が否決された場合は、その旨を当事者へ通知し、その契約については無効となります。

滝川委員

否決の場合、新たな受け手がすぐ見つかる保証がなく、土地所有者が不利益を被る恐れがある。また、逆に承認した場合にも、受け手の耕作状況の確認や指導を継続して行く必要があるのではないか。

事務局

それぞれのご意見があるようですので、議案第 7 号の案件 20 号とそれ以外の議案を分けて採決をいただければと思ひます。

議長

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第 1 号から議案第 7 号のうち、議案第 7 号の案件第 3 号から第 5 号、及び第 8 号、また案件第 20 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案は承認されました。

ひきつづき、議案第 7 号の案件第 20 号の採決を行います。議案第 7 号の案件第 20 号について原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員

4 名挙手

議長

それでは、議案第 7 号の案件第 20 号について反対する方の挙手を求めます。

委員

12 名挙手

議長

反対多数のため、議案第 7 号の案件第 20 号については否決といたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 10 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 10 分

閉会